

令和6年度神河中学校通学用自転車購入費等支給について

神河町では、通学用自転車購入費に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学に使用する自転車購入費の一部を支給します。

支給を希望される方は、以下の内容等をご確認のうえ、申請手続きの準備をお願いします。

支給対象者

- ・ 令和5年度以降に、中学校に新1年生として入学された生徒及び新1年生に転入学された生徒で、自転車通学を許可された生徒の保護者
(令和5年度以降の中学1年生から対象となります)
- ・ 自転車通学を許可された生徒の保護者で、令和5年度未申請者(現2年生のみ)

支給額

通学に使用する自転車購入費の一部を支給します。

支給額	条件
一律 30,000円	・ 自転車通学を許可されている生徒。 ※支給は、在学中一回限りです。

申請期間

令和6年4月9日(火)～令和6年4月30日(火)

申請手続き

○必要書類

- ①申請書【様式第1号】
- ②購入したことが分かるもの(領収書の写し又は販売証明書)
- ③通帳の写し(金融機関、預金種目、口座番号、口座名義人が記載されているページ)

○必要書類の提出先

- ①～③の書類を神河中学校(学級担任又は事務室)に提出してください。

○支給方法

書類を受領した後、申請内容等を確認させていただき、記載された口座に支給金を振り込みます。

その他注意事項

- (1)申請者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した支給金の全部若しくは一部を返還していただきます。
 - ・ 支給金交付に関する申請等について、不正な行為があったとき。
 - ・ その他不相当と認められたとき。
- (2)販売証明書は、購入先の販売店等から証明をもらってください。領収書を紛失され、販売証明書の取得が難しい場合は、役場教育課へご相談ください。
- (3)入学当初には譲渡された自転車を使用し、その後在学中に通学用自転車を初めて購入された場合も、支給を受けることができません(在学中一回限り)。

【お問い合わせ先】

神河町役場教育課

TEL : 0790-34-0212 FAX : 0790-34-0645